

〇とくしま藍の日及び徳島県の色を定める条例

平成29年3月21日

徳島県条例第21号

〔とくしま藍の日を定める条例〕をここに公布する。

とくしま藍の日及び徳島県の色を定める条例

(平29条例62・改称)

(趣旨)

第1条 県民の藍に対する関心と理解を深め、本県の藍に関する文化の継承及び産業の振興を図り、あわせて国内外に向けたその魅力の発信に資するため、とくしま藍の日を設けるとともに、徳島県の色を定める。

(平29条例62・一部改正)

(とくしま藍の日)

第2条 とくしま藍の日は、7月24日とする。

(とくしま藍推進月間)

第3条 第1条の趣旨にふさわしい取組を行う期間として、7月をとくしま藍推進月間とする。

(事業等)

第4条 県は、とくしま藍推進月間において、第1条の趣旨にふさわしい事業を行うものとする。

2 県は、県民及び市町村その他の団体が、第1条の趣旨にふさわしい取組を行おうとする場合には、必要な助言その他の協力を行うものとする。

3 県は、第1項の規定により行われる事業について、広く県民に参加を呼びかけるものとする。

(徳島県の色)

第5条 藍色を徳島県の色とする。

(平29条例62・追加)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年条例第62号)

この条例は、公布の日から施行する。